

## 鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修修了者名簿登載要領

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱（平成16年10月1日制定。以下「認証要綱」という。）第3条第4号に規定する評価調査者養成研修修了者名簿（以下「名簿」という。）への登載及び評価調査者の名簿登載期間満了後、引き続き名簿登載を行う場合の取扱い等について次のとおり定める。

### （目的）

第1条 この要領は、評価調査者としての要件を満たす者を、県へ登録する方法等を定めることにより、評価の信頼性の確保に資することを目的とする。

### （名簿の作成等）

第2条 県は、次の各号に掲げる評価区分ごとに、次条に規定する要件を満たす者の一覧表を作成し、それを名簿として管理する。

- （1）福祉サービス第三者評価（認証要綱第2条第1号に掲げる評価区分）
- （2）地域密着型サービス外部評価（認証要綱第2条第2号に掲げる評価区分）

### （名簿登載要件）

第3条 名簿への登載要件は、次の各号に掲げる研修を修了していることとする。

- （1）県が、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修等指定要領（平成16年10月1日制定）に基づき指定する評価調査者養成研修
- （2）県が前号に相当すると認める研修

### （名簿登載の申込み）

第4条 名簿登載の申込みは、申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して行う。

- （1）前条第1号に規定する研修を修了した者については、当該研修を修了したことを証する書類
- （2）前条第1号に規定する研修以外の研修を修了した者については、研修カリキュラム等当該研修の概要がわかる資料及び当該研修を修了したことを証する書類

### （名簿登載）

第5条 県は、前条に基づく申請書を受理したときは、その内容について審査の上、名簿登載の是非を決定する。

- 2 県は、前項の規定に基づき、名簿登載の是非について決定したときは、申請者に対し、その旨並びに第2条第1号の評価区分で作成した名簿への登載を決定した場合にあっては名簿登載日及び名簿登載期間の満了日を通知する。
- 3 第2条第1号の評価区分で作成した名簿への登載期間は、3年間とする。

### （名簿の更新要件）

第6条 第2条第1号の評価区分で作成した名簿に登載された者で、次に掲げる研修を2回以上修了した者は、名簿登載期間の満了後も引き続き名簿に登載することができる。

- (1) 第2条第1号の評価区分で県が、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修等指定要領に基づき指定する評価調査者継続研修
- (2) 県が前号に相当すると認める研修

(名簿の更新申込み)

第7条 名簿の更新申込みについては、申請書(様式第3号)に、第5条第3項の名簿登載期間が満了する日の1月前までに次に掲げる書類を添付して行う。

- (1) 前条第1号に規定する研修を修了した者については、名簿登載期間のうち、当該研修を2回以上修了したことを証する書類
- (2) 前条第2号に規定する研修を修了した者については、名簿登載期間のうち、研修カリキュラム等当該研修の概要がわかる資料及び当該研修を2回修了したことを証する書類

(名簿の更新決定)

第8条 県は、前条に基づく申請書を受理したときは、その内容について審査の上、名簿更新の是非を決定する。

- 2 県は、前項の規定に基づき、名簿更新の是非について決定したときは、申請者に対し、その旨並びに名簿更新を行う場合にあっては名簿登載日及び名簿登載期間の満了日を通知する。

(名簿からの削除)

第9条 県は、名簿に登載した評価調査者が、次に掲げる各号に該当する場合には、名簿から削除する。

- (1) 削除申請書(様式第2号)により、削除の申し出があった場合
- (2) その他県が適宜行う調査により、評価調査者としてふさわしくないと判断された場合

- 2 県は、前項の規定に基づき評価調査者を名簿から削除したときは、当該評価調査者に対し、その旨を通知する。

(研修受講歴等の確認)

第10条 県は、名簿の適正な管理を目的として、適宜、評価調査者の研修受講歴等について調査を行う。

- 2 評価調査者は、前項の調査に協力しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、名簿登載を行うに当たり必要な事項は、鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会の審議を経て、県が決定する。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成 19 年 1 月 26 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修修了者名簿登載要領（以下「改正後要領」という。）第 2 条の評価区分については、平成 19 年 3 月 31 日までは、認知症高齢者グループホーム外部評価（「指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）」が提供するサービスの外部評価の実施について」（平成 14 年 7 月 26 日付老計発第 0726002 号厚生労働省老健局計画課長通知）に基づく評価）の評価区分とする。
- 3 平成 19 年 3 月 31 日前に改正前の鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修修了者名簿登載要領第 5 条第 1 項又は前項の規定により認知症高齢者グループホーム外部評価の評価調査者として名簿登載されている者については、同日前に県が実施する地域密着型サービス外部評価フォローアップ研修会又は各評価機関等で実施する地域密着型サービス外部評価調査者養成研修（鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修指定要領に基づき指定されたものに限る。）を受講した場合は、地域密着型サービス外部評価の評価調査者とみなして、県が名簿登載を行うものとする。
- 4 平成 19 年 3 月 31 日前に県が実施する地域密着型サービス外部評価フォローアップ研修会又は各評価機関等で実施する地域密着型サービス外部評価調査者養成研修を受講することができなかった認知症高齢者グループホーム外部評価の評価調査者は、県が名簿から削除する。

附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 22 年 4 月 20 日から施行する。
- 2 この改正の日前に改正前の第 2 条第 1 号の評価区分により作成した名簿に登載されている者の名簿登載期間は、平成 22 年 4 月 1 日から起算して 3 年とする。

附 則

この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 7 月 25 日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

鳥取県福祉保健部長

様

住 所  
氏 名



評価調査者養成研修修了者名簿登載申請書

評価調査者養成研修修了者名簿への登載について、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修修了者名簿登載要領第4条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

氏 名	(ふりがな)	
	(漢 字)	
登載を希望する名簿	1	福祉サービス第三者評価評価調査者養成研修修了者名簿
	2	地域密着型サービス外部評価評価調査者養成研修修了者名簿
経 歴 等	・ ・ ・	
添付書類	・ ・ ・	

- ※1 「登載を希望する名簿」欄は、該当する番号に○印をつけてください。
- 2 「経歴等」欄には、ホームページ掲載や広報の際、提供する職業・役職・資格・経歴等を3つ以内で記入してください。
- 3 「添付書類」は、第4条の規定に基づき、次のとおり添付してください。
- (1) 県の指定研修を修了した方：当該研修を修了したことを証する書類
- (2) 県の指定研修以外の研修を修了した方：研修カリキュラム等当該研修の概要がわかる資料及び当該研修を修了したことを証する書類

(様式第2号)

年 月 日

鳥取県福祉保健部長 様

氏 名



評価調査者養成研修修了者名簿削除申請書

評価調査者養成研修修了者名簿からの削除について、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修修了者名簿掲載要領第9条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

氏 名	(ふりがな)	
	(漢 字)	
削除を 希望する 名 簿	1	福祉サービス第三者評価評価調査者養成研修修了者名簿
	2	地域密着型サービス外部評価評価調査者養成研修修了者名簿
削除を 希望する 理 由		

※「削除を希望する名簿」欄は、該当する番号に○印をつけてください。

(様式第3号)

年 月 日

鳥取県福祉保健部長 様

住 所  
氏 名



評価調査者養成研修修了者名簿更新申請書

評価調査者養成研修修了者名簿への登載について、鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価調査者養成研修修了者名簿登載要領第7条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

氏 名	(ふりがな)
	(漢 字)
登載を希望する名簿	福祉サービス第三者評価評価調査者養成研修修了者名簿
経 歴 等	・ ・ ・
添付書類	・ ・ ・

※1 「経歴等」欄には、ホームページ掲載や広報の際、提供する職業・役職・資格・経歴等を3つ以内で記入してください。

2 「添付書類」は、第4条の規定に基づき、次のとおり添付してください。

- (1) 県の指定研修を修了した方：名簿登載期間のうち、当該研修を2回修了したことを証する書類
- (2) 県の指定研修以外の研修を修了した方：名簿登載期間のうち、研修カリキュラム等当該研修の概要がわかる資料及び当該研修を2回修了したことを証する書類